

# 議 案 書

令 和 4 年 3 月

第 2 回 定 例 会

( 追 加 提 出 分 )

松 山 市

目 次

議案番号	件 名	議決結果	ページ
議案 44	令和4年度松山市一般会計補正予算（第1号）		1
45	松山市国民健康保険条例の一部改正について		3

議案第44号

令和4年度松山市一般会計補正予算（第1号）

令和4年度松山市一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ15,783千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ199,215,783千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和4年2月28日提出

松山市長 野 志 克 仁

第1表 歳入歳出予算補正（松山市一般会計）

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
16 国庫支出金		45,089,093 千円	15,783 千円	45,104,876 千円
	2 国庫補助金	6,093,389	15,783	6,109,172
歳入	合計	199,200,000	15,783	199,215,783

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
5 労働費		274,655 千円	15,783 千円	290,438 千円
	1 労働諸費	274,655	15,783	290,438
歳出	合計	199,200,000	15,783	199,215,783

令和4年2月28日提出

松山市長 野 志 克 仁

松山市国民健康保険条例の一部改正について

松山市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

記

松山市国民健康保険条例の一部を改正する条例

松山市国民健康保険条例（昭和35年条例第19号）の一部を次のように改正する。

第15条の6中「63万円」を「65万円」に改める。

第15条の15中「19万円」を「20万円」に改める。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の松山市国民健康保険条例の規定は、令和4年度以後の年度分の保険料について適用し、令和3年度分までの保険料については、なお従前の例による。

（提案理由）

国民健康保険法施行令の改正に伴い、基礎賦課限度額及び後期高齢者支援金等賦課限度額を引き上げるため、本案を提出する。

